

平成24年9月1日より、包括許可取扱要領等の一部改正が施行されます。ただ、平成24年7月6日に実施した認定試験の正解には影響がないことから、解説は、平成24年9月1日施行に対応した説明で行います。又、改正に伴い問題文に変更がある箇所は、**緑字**で記載しています。

問題1 日本における輸出管理は、外国為替及び外国貿易法に基づき、実施されている。○

**【解説】** 正解率は、約84%。外為法第25条、第48条第1項等に基づき実施されている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO228.html>

問題2 輸出貿易管理令及び外国為替令は、政令である。○

**【解説】** 正解率は、約93%。規制される貨物や技術の内容は、国際情勢や懸念される国の技術レベルなどにより、左右されることから、機動的な改正が必要である。そのため、国会の議決が必要な法律での改正ではなく、外為法による委任に基づく政令で、規制される貨物や技術の概要が規定されている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24SE378.html>

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S55/S55SE260.html>

問題3 リスト規制に該当しない貨物ということが確認できれば、その貨物に関する技術も、リスト規制に該当する技術ではないということが常にいえる。×

**【解説】** 正解率は、約97%。たとえば、外為令別表の8の項(1)では、輸出令別表第1の8の項に該当する貨物に関連する技術の規制であるが、外為令別表の8の項(2)では、輸出令別表第1の8の項に該当する貨物に関連する技術等を除く電子計算機等に関する技術を規制している。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrix8.htm>

問題4 東京にあるA大学工学部では、1年前にドイツのメーカーBから測定装置αを購入した。A大学工学部のX教授は、当該測定装置αが輸出令別表第1の2の項に該当する貨物であることを知らなかったため、輸出許可を取得することなく、アメリカにあるB大学に持ち出した。

ただ、X教授が、当該測定装置 $\alpha$ を無事、日本に持ち帰っているの  
であれば、外為法違反に問われない。✕

【解説】正解率は、約98%。A大学工学部のX教授は、測定装置 $\alpha$ が輸出令別表第1の2の項に該当する貨物であることを知らなかったとしても、無許可輸出を行なったことには変わりはない。X教授が、当該測定装置 $\alpha$ を無事に日本に持ち帰ったとしても、関係なく、情状面で考慮されるにすぎない。

問題5 東京にあるソフトメーカーAは、スマートフォン用のアプリケーションプログラムである魚釣りゲームXを開発し、来月、オーストラリアにあるITメーカーBに納品する予定である。この場合、ソフトメーカーAは、提供地が、ホワイト国であるオーストラリアなので、魚釣りゲームXが、リスト規制に該当しなければ、キャッチオール規制についても許可なく提供できる。○

【解説】正解率は、約74%。東京にあるソフトメーカーAが提供する予定の魚釣りゲームXは、リスト規制非該当であり、提供地はホワイト国であるオーストラリアなので、キャッチオール規制の対象外である。

問題6 ドイツにあるバルブメーカーAのX技術部長は、大阪で行われたバルブの国際見本市が昨日終了したので、出品した輸出令別表第1の3の項に該当するバルブ $\alpha$ を、日本に輸入した時と全く同じ状態で、明日ドイツに返送する予定である。この場合、バルブメーカーAのX技術部長は、輸出許可を取得する必要はない。○

【解説】正解率は、約63%。ドイツにあるバルブメーカーAは、大阪で行われたバルブの国際見本市が終了したので、出品した輸出令別表第1の3の項に該当するバルブ $\alpha$ を、日本に輸入した時と全く同じ状態で、ドイツに返送するということから、輸出令第4条第1項第二号ホ及び無償告示第一号3の規定にあたり、輸出許可は不要である。

(参考) 無償告示第一号3

「本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの(4に掲げるものを除く。)に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの(輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域(以下「特定地域」という。)以外の地域から輸

入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）」

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/kokuji/k01kamotu/k01kamotu\\_mushou.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/kokuji/k01kamotu/k01kamotu_mushou.pdf)

問題 7 大阪にある A 大学の X 教授は、パリで行われた学会の休憩中に、あまり付き合いのない、イランの B 大学の Y 教授から、リスト規制技術に該当しないマルエージング鋼の製造方法に関する質問を受けた。仮に X 教授が、リスト規制技術に該当しないマルエージング鋼の製造方法について、口頭で回答する場合、法的には役務取引許可は不要である。

○

【解説】正解率は、約 32%。リスト規制技術に該当しないマルエージング鋼の製造方法について、対面して**口頭で回答する場合は、法的にはキャッチオール規制の規制対象外**である。貿易外省令第 9 条第 2 項第七号及び第八号参照。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03801000008.html>

問題 8 東京にある家電量販店 A は、今週末に都内にある在日 X 国大使館の事務室にエアコン 3 台を取り付ける予定である。この場合、リスト規制に該当しないエアコンであっても、外国の在日大使館に納品することは、外為法第 48 条第 1 項の「輸出」にあたるので、X 国がホワイト国でない場合は、家電量販店 A は、キャッチオール規制について、客観要件に該当しないか確認する必要がある。✕

【解説】正解率は、約 78%。在日大使館に納品することは、外為法第 48 条第 1 項の「輸出」にあたらない。運用通達 0-2 で、「**輸出の時点は、以下に掲げる場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時**」と規定している。

問題 9 平成 24 年 7 月 1 日から新たに設けられた一般包括許可は、電子申請を前提とし、ホワイト国向けに限定されているが、輸出管理内部規程の整備は不要とされている。○

【解説】正解率は、約 24%。必ずしも輸出管理内部規程の整備する必要はない。輸出管理内部規程を整備していない場合は、輸出者等遵守基準を定める省令で定める該非確認責任者及び統括責任者を選定し、申請時に登

録をすることでもよい。包括許可取扱要領 I 参照。

問題 10 役務通達により、【 A 】とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理であると定義されている。【 A 】には、使用が入る。○

【解説】正解率は、約 66%。役務通達では、「使用とは、操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理をいう。」と規定されており、一般用語よりも広い意味である。

問題 11 東京にあるソフトメーカーAは、自社で開発したリスト規制に該当するプログラムαを台湾にある海外子会社へ提供することになった。当該プログラムαが、ソフトメーカーAのホームページで、誰でも自由に購入できるものであれば、どのようなプログラムであっても、役務取引許可は不要である。×

【解説】正解率は、約 52%。リスト規制に該当する市販プログラムについては、貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号イの条件を満たすものだけが、役務取引許可が不要となる。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03801000008.html>

問題12 東京にある貿易会社Aは、フランスにある企業Bから購入した貨物をイスラエルにある企業Cに売却し、フランスから直接、イスラエルに輸出する予定である。この場合、どのような貨物であっても日本からの輸出ではないので、経済産業大臣の許可は不要である。×

【解説】正解率は、約 94%。たとえば、貿易会社Aが、フランスにある企業Bから武器を購入し、イスラエルにある企業Cに売却する仲介貿易取引を行う場合、外為法第 25 条第 4 項に基づく、仲介貿易取引許可が必要である。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO228.html>

問題 13 東京にある医薬品メーカーAは、毎月 1 回、アメリカのB大学にリスト規制に該当しない試薬αを 1 キロ、輸出している。このような場合、医薬品メーカーAは、外為法第 55 条の 10 の「輸出を業として行う者」にはあたらないので、輸出者等遵守基準を定める省令に基づく内部管理を行う必要はない。×

【解説】正解率は、約96%。「業として行う」とは、**社会生活上、反復継続して行われる事務**をいう。医薬品メーカーAは、毎月1回、継続して試薬を米国に輸出しているので、外為法第55条の10の「輸出を業として行う者」にあたる。よって、輸出者等遵守基準を定める省令に基づく内部管理を行う必要がある。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO228.html>

問題 14 オーストラリア・グループは、インドの核実験を契機として発足した。

×

【解説】正解率は、約89%。オーストラリア・グループは、イラン・イラク戦争における化学兵器の使用を契機に発足した。1974年のインドの核実験を契機に発足したのは、NSGである。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/>

問題 15 京都にあるA大学X教授は、輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当するトリインフルエンザウイルスをアメリカのB大学に送付することにした。医学研究目的での送付であっても、輸出許可が必要である。

○

【解説】正解率は、約95%。輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当するトリインフルエンザウイルスをアメリカのB大学に送付することが、医学研究目的であっても、輸出令第4条第1項の特例にあたらないので、輸出許可が必要である。

問題 16 「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達では、「輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。」と規定している。○

【解説】正解率は、約91%。平成18年3月の「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という大臣通達では、「輸入者・最終需要者等については、**初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートに**

**かかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。」と規定されている。**

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/jishukanri/cp-toha/tutatu/060303dantai.pdf>

問題 17 東京にある自動車メーカーAは、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブ10個(総価額10,000円)を、サンプルとして北京にある自社の子会社Bに輸出する予定である。この場合、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。✕

**【解説】**正解率は、約76%。少額特例が適用できる貨物は、輸出令第4条第1項第五号で「**別表第1の5から13まで又は15の項に掲げる貨物**」と規定されている。よって、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブに少額特例を適用することはできない。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24SE378.html>

問題 18 名古屋にある工作機械メーカーAは、来月、取引先であるアメリカの大手自動車メーカーの会長が来日した際、自社の工場の見学コースを案内する予定である。当該見学コースには、リスト規制に該当する技術があるが、普段から地元の人や一般の人など誰でも見学できるコースであれば、役務取引許可は不要である。○

**【解説】**正解率は、約66%。貿易外省令第9条第2項第九号ハでは、「**工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引**」については、役務取引許可は不要とされている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03801000008.html>

問題 19 東京にある環境試験装置メーカーAでは、輸出管理内部規程を定めて、自社の技術者や海外営業担当者が電子メールで海外の顧客に技術情報を提供する場合は、事前に技術担当と法務担当の複数で該非判定を行い、リスト規制に該当する技術があれば、個別の役務取引許可か包括役務取引許可のどちらかを取得しなければ、提供できない体制にしている。環境試験装置メーカーAの輸出管理上の対応は、適切である。○

**【解説】**正解率は、約95%。外為法等遵守事項Ⅱ2(2)や(3)でも規定

されているように該非判定や顧客審査については、手続きを明確にして実施することが求められているので、環境試験装置メーカーAの輸出管理上の対応は、適切である。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance\\_programs\\_pdf/110401yusytukanrinaibuk\\_tie.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/110401yusytukanrinaibuk_tie.pdf)

[http://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/data/110401modelcpsh\\_insa\\_1.pdf](http://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/data/110401modelcpsh_insa_1.pdf)

問題 20 横浜にあるメーカーAは昨年、経営難に陥り、今年3月に中国にあるメーカーBに買収された。その際、メーカーAは、メーカーBから、「経営を立て直すために、メーカーAで持っている製造ノウハウを全部、今年7月末までに北京に持って来るように」と言われたので、7月末に製造ノウハウをDVDに格納して、北京にあるメーカーBに提供する予定である。この際、製造ノウハウに外為令別表の5の項に該当する製造技術が含まれていても、メーカーAは、メーカーBに買収されて、子会社になっているので、役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。✕

【解説】正解率は、約97%。横浜にあるメーカーAは、中国にあるメーカーBに買収され、外為令別表の5の項に該当する製造技術をメーカーBに提供するというのであるから、役務取引許可が必要である。

問題 21 名古屋にある電機メーカーAのX技術部長は、漸く次世代の暗号通信技術 $\alpha$ （外為令別表の9の項に該当する技術）の開発に成功したので、早速、1週間の予定で、北京を訪問している上司のY専務に、当該暗号通信技術 $\alpha$ について、国際電話で業務報告をする予定である。この場合、社内の業務報告は、外為法第25条第1項の「取引」にはあたらないので、役務取引許可は不要である。○

【解説】正解率は、約92%。役務通達では、「取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、取引の相手方に対して技術を対外的に提供すること自体を内容とする取引をいう。」と規定されている。社内の業務報告は、外為法第25条第1項の「取引」にはあたらないので、この場合、役務取引許可は不要である。

[http://www.cistec.or.jp/export/express/120828/7-ekimu\\_tutatu120901.pdf](http://www.cistec.or.jp/export/express/120828/7-ekimu_tutatu120901.pdf)

問題 22 東京にある素材メーカーAは、台湾にある現地のメーカーBに、輸出令別表第1の5の項に該当するニッケル合金を、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可で輸出しようとしたところ、メーカーBよりそのニッケル合金で戦闘機の部品を製造すると連絡を受けた。この場合、当該輸出について特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効する。○

【解説】正解率は、約77%。包括許可取扱要領の別表3の(7)(表1)中の「用いられる場合」で台湾向けの「その他の軍事用途」にあたる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効すると規定されている。

[http://www.cistec.or.jp/export/express/120828/1-houkatu\\_toriatukaiyouryou120901.pdf](http://www.cistec.or.jp/export/express/120828/1-houkatu_toriatukaiyouryou120901.pdf)

問題 23 個別輸出許可証の有効期間は、許可を受けた日から原則、6ヶ月である。○

【解説】正解率は、約88%。輸出令第8条第1項に、「法第48条第1項の規定による許可及び第2条第1項の規定による承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から6月とする。」と規定されている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24SE378.html>

問題 24 運用通達には、輸出許可申請の際に添付する契約書は、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」と規定されている。○

【解説】正解率は、約54%。運用通達1-1-(2)(b)で規定されている。輸出許可申請を行なっても、許可されない場合もあるので、その際、輸出者と輸出先との間で、債務不履行に基づく損害賠償請求などが起こらないように、このような注意的な規定がある。

[http://www.cistec.or.jp/export/express/120828/5-unyou\\_tutatu120901.pdf](http://www.cistec.or.jp/export/express/120828/5-unyou_tutatu120901.pdf)

問題 25 東京にある貿易会社Aは、中国で人気が高い日本製の電子辞書（輸出令別表第1の16の項に該当）を輸出して、上海にある家電量販店



Bに200台納品する予定である。取引に際して、家電量販店Bの資本関係を調べたところ、親会社が、外国ユーザーリストに掲載されていることが判明した。この場合、需要者要件に該当するので、貿易会社Aは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可が必要である。×

【解説】正解率は、約58%。取引先の親会社が、外国ユーザーリストに掲載されていることが判明したとしても、需要者は法人単位で考慮することが原則である。この場合、親会社とは別法人で、また、用途要件、需要者要件、インフォーム要件を満たす事実もないことから、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13F15001000249.html>

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/tutatu24fy/hokanteki\\_yushutukisei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/hokanteki_yushutukisei.pdf)

平成24年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第22回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第五号で規定されている特例をいう。